

新年度役員を公募します！

4月に開催する第27回定期総会を経て、新たな体制での利用者連絡会の活動が始まります。

総会日程は4月25日（土）午前10時からを予定していますが、詳細はNEWS73号にてお知らせします。

そこで、「上北台公民館利用者連絡会会則」（以下「会則」と略します。会則は3ページに掲載）第8条の①の規定に基づき、新年度の役員を公募します。

会則第8条の③に「会員の任期は2年」とあります。ただし2年を超えての「再任は妨げない」と規定されていて、2年以上現在の役員に就いている方のうち、引き続き役員にとどまる方は公募として扱いますが、退任する方もいるため、新たに公募を行うものです。

各グループでお話し合いのうえ、積極的に名乗りを上げていただくようお願いいたします。

なお、公募の期限は2月25日（水）までとし、届け出数が少なかった場合は、利用者連絡会の活動に支障が生じないよう、会則第8条の①及び令和7年度総会議案書の最後のページに示した輪番表に基づき、以下の4つのグループから役員候補の選出をお願いします。輪番表による選出をお願いしなければならない場合は、2月25日以降、4グループにご連絡いたします。

輪番表による令和8・9年度選出グループ

健美操クラブ 討 岩 墨游会 上北台PCサークル

総会までのスケジュール

2月25日（水） 公募しめきり

3月 4日（水） 3月定例役員会において、新旧役員打合せ

（新体制の役職決定、仕事の引継ぎ 令和8年度会議開催曜日の決定）

4月 1日（水） 4月定例役員会後、議案書の作成と配布（令和7年度役員のみで作業）

4月25日（土）午前10時からを予定

第27回（令和8年度）定期総会開催

上北台公民館利用者連絡会役員候補届け出票

グループ名

候補者氏名

お電話・メールアドレス等

この機会に、上北台公民館利用者連絡会未加入のグループの皆様へ

利用者連絡会（利用連）への加入のお願い ～公民館の明日は、あなたの参加にかかっています～

公民館は、単に部屋を借りるだけの場所ではありません。子どもから高齢者までが「つどう・まなぶ・むすぶ」を合言葉に、地域をより良くしていくための拠点です。

なぜ「利用連」が必要なのでしょうか。それは、公民館という場所と機能を、次の世代へ引き継ぐための「共同運営の仕組み」だからです。

もし、誰もが「部屋さえ借りられればいい」と考え、利用連の活動がなくなるとすれば、公民館は単なる「貸館」になってしまいます。そうなれば、存在意義が問われ、将来的に予算削減や施設の廃止につながる恐れもあります。

利用連への参加は、目先のメリットではなく、自分たちの活動の場を明日に残すための「投資」です。

皆様には、公民館の「共同経営者」として知恵と力を貸していただきたいのです。役員の負担など、心配なことも一緒に解決していきます。地域の明日を一緒につくる「約束」として、利用連へのご参加をお願いいたします。

つどう	まなぶ	むすぶ
交流・居場所づくり	知識・教養・スキルアップ	課題解決・地域づくり

新たに利用連への加入を希望するグループは、公民館職員にお声がけください。

また、NEWS 73号で詳細を紹介する総会にご出席ください。

上北台公民館利用者連絡会会則

(名称及び事務局)

第一条 本会は、上北台公民館利用者連絡会（以下「利用連」という）と称する。

第二条 利用連の事務局は、上北台2-865-9 上北台公民館内に置く。

(目的)

第三条 利用連は、上北台公民館を利用する各グループの自主的な活動を育み、公民館活動の充実、発展を図ると共にグループ相互の交流を深めることを目的とする。

(活動内容)

第四条 利用連は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ① グループ間の連絡調整
- ② 公民館に対する利用連の要望事項等の意見調整を行う。
- ③ 学習活動に於ける成果発表の場を設けると同時に、公民館が主催する展示・発表会等への協力をを行う。
- ④ その他、目的達成に必要な事業

(構成および会員)

第五条 利用連の構成は、上北台公民館を定期的に利用し活動するグループとし、会員は各グループとする。

(運営と会議)

第六条 利用連の会議は、総会および役員会とする。

- ① 総会および役員会は、会長が招集する。
- ② 総会および役員会の議決事項については、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決することとする。

(総会)

第七条 総会は年1回とし、前年度の活動報告及び決算と今年度の活動計画また、予算に関する審議、役員の任命、さらに会員相互の意見交換、親睦、交流を図る。

- ① 総会は、各グループの代表者または代表者が指名した者のいずれか1名をもって構成する。
- ② その他、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第八条 役員会は必要に応じて開催し、利用連の運営に関する審議等を行い、日常業務の決定機関とする。

- ① 役員は、総会に於いて、会員の互選により選出する。

候補者は公募とし、公募が少ない場合は輪番制に基づくものとする。

- ② 役員会は、会長、副会長（事務局担当）、書記、会計、広報、会計監査、その他の若干名の役員をもって構成し、役員の人数は役員会の決定により必要に応じて変更できる。

- ③ 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(会費)

第九条 利用連の会費は、1グループ500円／年とする。

- ① 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(補足)

この会則に記されていない事項については、役員会または総会の審議により決定するものとする。

～会則改正の経緯を示した「付則」は省略しました。～

利用連加入団体のご紹介

グループ活動に興味がある方は、上北台公民館にお問合せください

墨遊会

【活動日】 第1・3 金曜日

【時 間】 午前10時～正午

【会 費】 月額 ¥2,500

《活動紹介》書道

古典を基本に幅広く学んでいます。ステキな言葉や文字を筆で描く楽しみを、味わう事が出来ます。「みんな違って、みんないい」が合言葉。ご一緒に書道を楽しみませんか？



上北台 PC サークル

【活動日】 第2・4 木曜日

【時 間】 午後1時30分～4時

【会 費】 月額 ¥500

《活動紹介》パソコン学習

会員の交流を通して、パソコンを全般的に学習し、初心者から中級まで対応します。会員とパソコンを通して、お互いに啓蒙し合い、楽しめます。会員募集中です。



LA-C(ラーク)

【活動日】 第2・4 金曜日

【時 間】 午後1時～5時

【会 費】 月額 ¥2,000.

《活動紹介》革工芸

革工芸を中心に様々な手工芸を楽しんでいます。現在は講師はなく、メンバー会員が講師代わりとなって和気あいあいと活動しています。体験・見学可能（年齢問わず）



春風とウクレレスターーズ

【活動日】 月4～5回 木曜日

【時 間】 午前10時～正午

【会 費】 月額 ¥1,000.

《活動紹介》ウクレレの練習

平成15年夏4回上北台公民館で講座初めにフォスター春風習い11月春風とウクレレスターーズを立ち上げました。明るく楽しく仲良くをモットーに公民館やその他の施設にボラに行き楽しんもらっています。

